

「NetCommons」を用いた情報共有サイトの活用に関する研究

－研修に係る校務の効率化を目指して－

《補助資料目次》

- 1 岩手教育情報交流ネット（いわて交流ネット）管理運営要項（案）
- 2 岩手教育情報交流ネット（いわて交流ネット）利用規定（案）
- 3 岩手教育情報交流ネット利用マニュアル（学校用）（案）

平成22年2月18日
岩手県立総合教育センター
情報教育担当
及川晃貴 菅原一志 奥田昌夫
伊藤俊也 石川修司 三田正巳
安部広一

岩手教育情報交流ネット（いわて交流ネット）管理運営要綱(案)

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩手の学校における校務の情報化を支援するために設置する「岩手教育情報交流ネット」（以下、「いわて交流ネット」という）の管理運営に関して必要な事項を定める。

（利用者）

第2条 いわて交流ネットの利用者（以下、「利用者」という）は、次の各号に掲げる学校及び機関とする。

- (1) 岩手県立の学校
- (2) 岩手県内の市町村立教育委員会が所轄する学校
- (3) 岩手県教育委員会事務局及び岩手県内の市町村教育委員会事務局
- (4) その他、申請により利用が許可された機関

（提供システム）

第3条 いわて交流ネットは、次の各号に掲げるシステムを提供する。

- (1) 利用者間の情報交流システム
 - (2) 研修情報の共有システム
 - (3) その他、必要とするシステム
- 2 提供するシステムの運用時間は、原則として終日とする。

（統括管理者）

第4条 いわて交流ネットの統括的な管理を行うために、いわて交流ネット統括管理者（以下、「統括管理者」という）を置く。

- 2 統括管理者は、岩手県立総合教育センター所長をもって充てる。

（統括管理者の職務）

第5条 統括管理者は、次に掲げる事項を統括管理する。

- (1) いわて交流ネットの運用方針の決定に関すること。
- (2) いわて交流ネットの運用方法の承認に関すること。

（管理者）

第6条 いわて交流ネットの適正な管理運営を図るために、いわて交流ネット管理者（以下、「管理者」という）を置く。

- 2 管理者は、岩手県立総合教育センター情報教育担当主任研修指導主事をもって充てる。

（管理者の職務）

第7条 管理者は、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) いわて交流ネットの管理運営に係る指導に関すること。

- (2) いわて交流ネットの安定運用及び整備充実に関すること。
- (3) いわて交流ネットの利用者情報の管理及び ID・パスワードの交付に関すること。
- (4) いわて交流ネットの危機管理及び障害復旧に関すること。
- (5) その他、いわて交流ネットに関し、必要と認められること。

(運用担当者)

第8条 いわて交流ネットのシステム設計・保守管理及び安定運用を行うために、いわて交流ネット運用担当者（以下、「運用担当者」という）を置く。

2 運用担当者は、以下の4名で構成する。

- (1) システム保守管理（情報教育担当主任研修指導主事および情報教育担当研修指導主事1名）
- (2) 基礎情報の収集・調査および利用内容の検討調整（企画調査担当主任研修指導主事および企画調査担当研修指導主事1名）

(利用規程)

第9条 利用者は、別に定める「岩手教育情報交流ネット利用規程」（以下、「利用規程」という）を遵守しなければならない。

2 第2条(4)により、利用を申請する場合、利用規程に定める申請書を統括管理者に提出し、許可を得なければならない。

(利用責任者及び利用担当者)

第10条 利用者のいわて交流ネットの適正な利用を図るため、利用責任者及び利用担当者を設ける。

- 2 利用責任者は、校長又は副校長をもって充てる。
- 3 利用担当者は、利用者の職員の中から利用責任者が選任する。
- 4 利用担当者は、利用責任者の指示を受け、いわて交流ネットの有効活用に努めるものとする。

(報告)

第11条 統括管理者は、必要に応じ、いわて交流ネットの利用状況について利用責任者に報告を求めることができる。

(利用停止等)

第12条 統括管理者は、いわて交流ネットの整備、点検を行うとき又はこの要綱に違反していると認められたときは、いわて交流ネットの一部又は全部の使用を停止、又は中止させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、いわて交流ネットの管理運営に必要な事項は、統括管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

岩手教育情報交流ネット（いわて交流ネット）利用規程(案)

第1条（本規程の目的と範囲及び変更）

この規程は、岩手教育情報交流ネット管理運営要綱（以下、「要綱」という）第9条に基づき、岩手教育情報交流ネット（以下、「いわて交流ネット」という）の利用に関して必要な事項を定めるものである。

2 要綱第2条に定める利用者は、いわて交流ネットの利用にあたり、本規程を遵守するとともに、別に定める利用マニュアルを参照して、円滑な利用を図るものとする。

なお、要綱第2条(4)及び第9条の2により、利用を申請する者は、「岩手教育情報交流ネット利用申請書」（様式第1号）を統括管理者に提出し、許可を得なければならない。

3 いわて交流ネットは、利用者の承諾を得ることなく必要に応じて本規程を変更することができるものとする。

なお、他に定めがない限りは、本規程の変更はいわて交流ネット上に掲載された時に効力を生じるものとする。

第2条（IDの利用）

1 利用者は、利用者ごとに発行されたID及びパスワード（以下、「ID等」という）を用いて、いわて交流ネットに接続するものとする。

2 利用者は、利用者の責任において、ID等を管理しなければならない。

3 利用者は、ID等を当該利用者に所属する関係職員（以下、「職員」という）以外の第三者に利用させることはできない。

4 利用者は、ID等の盗難又は第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を統括管理者に連絡しなければならない。

5 統括管理者は、ID等の利用の誤りや前項に掲げた不正使用、さらには漏洩、盗難等により損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

6 ID等の有効期間は、原則として当該年度1年間とする。

第3条(情報の活用)

利用者は、適宜、提供される情報を確認し、掲載されている内容を職員に周知徹底すること。

2 利用者は、いわて交流ネットを校務に活用し、情報の共有、事務の効率化に努めること。

第4条(情報の取扱)

職員は、いわて交流ネット上の情報を、校務以外に利用してはならない。また、これらの情報を職員以外の第三者に漏洩してはならない。

2 職員は、いかなる場合でも、登録された情報を管理者に無断で削除・変更してはならない。

第5条(情報の管理)

管理者は、いわて交流ネット上の情報を常に確認し、効果的な活用を促進するために、利用者に対して適切な指導・助言を行うものとする。

2 管理者は、以下の利用が認められる場合は、その権限において情報の変更・削除等を行うことができる。

- (1) 公序良俗に反する記載があった場合
- (2) 個人のプライバシーに関する掲載があった場合
- (3) 利用者の操作ミスがあり、その操作を利用者自身が修復・改善できない場合
- (4) 一定期間の掲載、保管期間が過ぎた場合
- (5) この規程に違反した内容である場合
- (6) その他、統括管理者が変更・削除を指示した場合

第6条(IDの抹消)

統括管理者は、利用者が以下に該当すると判断した場合、利用者に事前に通知することなく当該利用者に交付したIDを抹消または無効にすることができるものとする。

- (1) 本規程に違反する行為を行った場合
- (2) その他、ID等の使用に関して不適切と統括管理者が判断した場合

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(利用規程第1条の2により利用申請する場合)

(様式第1号)

平成 年 月 日

岩手教育情報交流ネット利用申請書

岩手県立総合教育センター所長 様

申請者 職

氏名

岩手教育情報交流ネット管理運営要綱第2条及び利用規程第1条の2により、岩手教育情報交流ネットの利用を申請します。

なお、利用を許可された場合は、同要綱及び利用規程を遵守します。

また、許可の事由が消滅した場合は、速やかに利用停止届（様式第2号）を届出ることとします。

記

1 利用開始希望日 平成 年 月 日

2 学 校 名

3 学校所在地等

郵便番号

住 所

電 話 番 号

F A X 番 号

代表 E-Mail

4 担 当 者 職名 氏名

E-Mail

5 利用の事由

(様式第2号)

平成 年 月 日

岩手教育情報交流ネット利用停止届

岩手県立総合教育センター所長 様

申請者 職

氏名

岩手教育情報交流ネット管理運営要綱第2条及び利用規程第1条の2により許可された、岩手教育情報交流ネットの利用を停止したいので届出ます。

記

1 利用停止希望日 平成 年 月 日

2 学 校 名

3 学校所在地等
郵便番号
住 所
電話番号
FAX番号
代表E-Mail

4 利用担当者 職名 氏名

E-Mail

「岩手教育情報交流ネット」利用マニュアル（学校用）

研修講座申込方法（岩手教育情報交流ネットから）

① 「岩手教育情報交流ネット」で研修講座の申込受付を行っております



② 平成21年4月に各学校にお知らせしたID、パスワードでログインしてください

①

②

ログインID
パスワード
ログイン
パスワード紛失

メニュー home

カレンダー 2009 12

平成21年度(第53回) 岩手県教育研究発表会

・平成21年度「基本研修」「特別研修」「希望研修(第2期)」等の実施要項を掲載しています。
・学校公開の情報の掲載しています。
・高等学校の一日体験入学の情報の掲載しています。

【重要なお知らせ】
・岩手教育情報交流ネットの利用は、学校または教育関係機関のPCから利用してください。
・インターネットを利用できる環境であれば家庭のPCでも利用できますが、家庭のPCは、職場のPCに比較し、コンピュータウイルス対策が必ずしも十分とは言えない傾向が見られ、ID・パスワードの漏洩やデータの流出等が危険されます。
・特にも、ファイル交換ソフトがインストールされたPCでは、岩手教育情報交流ネットは利用しないようにしてください。
・やむを得ず家庭のPCから岩手教育情報交流ネットを利用する場合は、管理者に予め報告してください。管理者0198-27-2254

「パスワード紛失」の操作はしないでください

・ID、パスワードを忘れた方は、こちらに問い合わせください

0198-27-2254、 is-kanri@center.iwate-ed.jp

・「ログインできない」場合にはアドレスがhttpsであることを確認願います

<https://www.iwate-school.jp/common/>

③ ログインすると「メニュー」が表示されます

③

メニュー home

④

▼H21教員研修申込
▶ 様式11による申込み

お申し込み
・様式11による申込みは、必ずお申し込みください。
・報告書の所定欄に必ずお申し込みください。
・希望研修講座の申込みは、必ずお申し込みください。
・お申し込みの際は、必ず「お申し込み」ボタンを使用しないでください。
・お申し込みの際は、必ず「お申し込み」ボタンを使用しないでください。

登録フォーム
以下の項目を入力して「決定」ボタンを押してください。
*印の項目は必須入力項目です。
所属所属名
担当教員・氏名
*様式11を掲載してください。
事務連絡
決定

④ 研修講座の申込はここから行ってください

⑤

研修講座実施要項

名前	作成日
1000番台(基本研修)	09/07/10 18:26
2000番台(特別研修)	09/07/10 18:27
3000番台(希望研修)	09/07/10 18:28
4000番台(夏季・冬季公開研修)	09/07/10 18:30
5000終了講座実施要項	09/05/31 15:53

⑤ 実施要項はこちらからダウンロードしてください